

年調整済み給与所得者に決定処分は違法

Q : 年調整をした給与所得者に決定処分が下せるかについての裁決があったそうですが、どのようになったのですか？

A : 決定処分は違法として、原処分を取消す裁決となりました。

【解説】

この事件は、給与所得者である審査請求人が、母親を扶養親族とする扶養控除等申告書を給与支払者に提出し、扶養控除を受けたことに対して、原処分庁が扶養親族には該当せず扶養控除は不当として、所得税の決定処分を行ったことから審査請求人が処分を違法として取消しを求めていたものです。

審査請求人は、母親と同居していないが住宅を提供していることから扶養親族として認められるべきと主張したのに対し、原処分庁は、生活費の送金はしておらず生計を一にしているとは認められないこと、請求人が勤務先を退職しており徴収不足額を徴収できないことから、国税通則法25条に該当して決定処分が下せると主張しました。

裁決では、給与の額が2,000万円以下で、一の給与等の支払者から支払を受け、かつ、その給与等の全部について所得税を徴収されている場合においては、給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下の場合には申告書を提出する義務がないとする定めがあることから、請求人には納税申告書を提出する義務はなく、よって、決定処分は違法であるとして原処分を取り消す裁決を下しました。

